

学校いじめ防止 基本方針



平成 30 年度
富士市立岩松中学校

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(1) いじめの定義

—いじめの定義（文部科学省）—

「自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」（昭和60年から）



「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの」（平成18年から）



「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。また、「嫌がらせや無視、陰口等」であっても「被害が発生している」場合がある。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（平成25年 いじめ防止対策推進法）

(2) 基本的認識

昨今、いじめにより児童生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生しており、遺憾なことであります。児童生徒が自ら命を絶つということは、理由の如何を問わずあってはならず、大変深刻なことと受け止めています。

「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」ことを教育に関わる者すべてが改めて認識し、いじめの早期発見・早期対応に努めることが、今、求められています。特に、いじめられている児童生徒を徹底して守るとともに、いじめている児童生徒や周りの児童生徒に対し「いじめは絶対に許されない」という観点からの指導を行うことが必要です。

すでに、文部科学省から「いじめ問題に関する取組事例集」（平成19年2月）や生徒指導提要（平成22年3月）が出され、富士市においても、各学校において「いじめ対策に向けた様々な取組」が実践されています。本校においても、いじめに苦しむ子どもをなくすために、さらに、取組を強化していきます。

2 推進体制

(1) 学校いじめ対策組織

① 目的

いじめ防止対策推進法第22条において、全ての学校に設置することが法律で義務付けられており、学校いじめ対策組織を中心に組織的に対応することにより、学級担任等の特定の教職員だけが問題を抱え込まないようにし、また複数の目による状況の見立てが可能となり、より適切な対処ができるようになる。

② 構成メンバー 構成員は、学校規模や実態等に応じて柔軟に対応する。

<通常時>

校長、教頭、生徒指導、教務主任、学年主任、養護教諭

<緊急時>

指導主事、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）
学校評議員、PTA本部役員（三者的立場の方）

③ 開催

○会議は年間計画に基づいて定期的に行われ、いじめやいじめの疑いに関する情報を共有するとともに、未然防止策や対応策を検討する。

○以下のような事態が発生した場合には、緊急に会議を開く。

- ・いじめの情報または、いじめの疑いがある
- ・いじめにつながる可能性がある情報等があったとき
- ・児童生徒又は保護者から「いじめを受けた」という訴えがあったとき

○いじめ重大事態の疑いがある事案が発生した場合は、「重大事態への対応」（p. 5）に沿って適切に対応する。

③ 年間指導計画

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応のために、学校全体で組織的・計画的に取り組む。そのために、年度当初に学校いじめ対策組織をはじめとする組織体制を整え、いじめ防止のための取組を年間計画の中に位置付ける。

④ いじめ防止のための年間の取組

学校いじめ対策組織会議

- いじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、未然防止策や対応策を検討する。
- 月1回 第4月曜日の主任者会で実施

職員会議

- 年度初めに、学校いじめ防止基本方針やいじめ対応マニュアルを確認するとともに、生徒指導の方針や指導計画等を提示し、全職員で共通理解を図る。月ごとに、学校全体でいじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、具体的な未然防止策や対応策について共通理解を図る。

教育相談

- 学校の実態に応じて随時実施することを原則とする。年2回、必ず実施する。

いじめアンケート

- 計画に基づいて年3回は必ず実施する。また、いじめやいじめの疑いがある場合には臨時に実施する。

校内研修：SSW、SC等、専門家を入れた研修を実施する。【夏季研修会】

子育て講演会：SC等による講演（子どもへの接し方等）を実施する。

Q - U：中学1年生を対象に実施する。結果の活用を積極的に行う。

(2) いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

- いじめの情報を得た場合は、教職員が一人で抱え込まず、すぐに管理職に報告するとともに、学校いじめ対策組織で情報を共有する。
- いじめと疑われる行為であっても、はっきりといじめではないと判断されるまで、いじめがあった場合と同様の対応を行う。
- いじめを訴えた児童生徒や保護者が、詳細な調査や公表を望まない場合であっても、可能な限り学校としての対応を振り返り、検証する。（⇒再発防止、新たな事実の明確化）

組織的対応

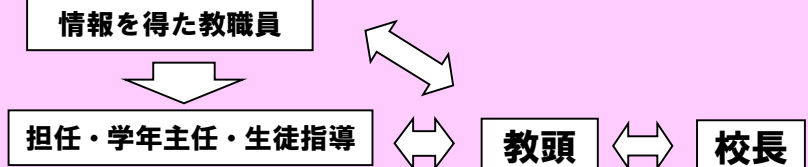
いじめではないか、という疑いをもつ（認知）

- 他の児童からいじめの情報を聞いた
- いじめらしき現場を発見した
- 児童の言動から気になった
- 児童生徒や保護者からの相談・訴えを受けた
- 家庭や地域の人からいじめらしき情報を聞いた
- アンケートの回答で確認した
- 関係機関からいじめに関する連絡を受けた
- 養護教諭、SC等から情報を聞いた

※ それぞれの対応における留意点についてはP11~を参照

抱え込まない

個人で判断



いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通す

招集
指揮

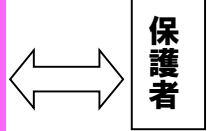
学校いじめ対策組織

事案によっては、全メンバーが集合せず、機動的に対応する。

報告・共通理解

調査方針・方法の決定

- 目的
- 優先順位
- 担当者
- 期日等



適宜連絡
※複数対応

事案の状況により、構成員を再編成

- 校長
- 教頭
- 生徒指導
- 各学年主任
- 養護教諭

+

- 該当クラスの担任
- 教科、部活動等関係する教職員



情報共有

事実関係の把握・調査

連絡・相談

指導・助言

SC, SSW
指導主事派遣



指導方針の決定、指導体制の確立

即日中に対応する

いじめ解消に向けての指導・支援

関係機関

- こども家庭課
 - 児童相談所
 - 富士警察署
 - 医療機関
- 等

継続指導・経過

事態解消の判断：被害児童生徒が、いじめの解消を自覚し、関係児童生徒との関係が良好となっている。（少なくとも3ヶ月）

日常の指導体制の充実

調査・事実関係の把握へ

1 発見

2 情報収集

3 事実確認

4 方針の決定

5 対応

6 経過観察・解消

(3) 重大事態への対応

「重大事態」が発生した場合は、その疑いがある場合も含めて、教育委員会へ報告することが義務付けられている。

① いじめの重大事態の定義

次のア、イに該当する事案が発生したときには、重大事態と判断し、調査・報告に当たる。

ア 生命心身財産重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号）

いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ 不登校重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号）

いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
（欠席日数：年間30日を目安）

また、被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したのものとして報告・調査等に当たる。

② 重大事態の取扱いについて

○ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

重大事態への対応

いじめ重大事態への対応は、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日：文部科学大臣決定、最終改訂：平成 29 年 3 月 14 日）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月：文部科学省）「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成 28 年 3 月：文部科学省初等中等教育局）等に基づき、以下のような流れで、学校、教育委員会が連携して行う。

重大事態対応の流れ

教育委員会への報告

・学校は、次の事態が起こった場合、速やかに教育委員会へ報告します。

- ア 「生命心身財産重大事態」が起こった場合
- イ 欠席期間が 30 日に至らなくても、いじめが要因となり連続して欠席している場合
- ウ イの後、「不登校重大事態」に至った場合
- エ 児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合

調査主体の判断

重大事態についての調査を、学校が主体となるか、教育委員会が主体となるかの判断は教育委員会が行う。

学校が調査主体の場合

- ・学校いじめ対策組織に、指導主事、SSW、学校評議員、PTA 代表等の学校教職員以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成で、調査を行う。
- ・教育委員会は、学校に対して必要な支援を行う。

教育委員会が調査主体の場合

- ・原則として条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員会」が調査を行う。
- ・学校と教育委員会は、積極的に資料提供をするとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

・いずれの調査主体となった場合も、学校及び教育委員会は、重大事態の調査に積極的に協力する。

いじめを受けた児童生徒及び保護者への説明・報告



調査対象者及びその保護者への説明・報告



市長及び教育委員への説明・報告等



調査結果を踏まえた必要な措置

学校が調査主体の場合、学校が行う

教育委員会が調査主体の場合、教育委員会が行う

教育委員会が行う

学校と教育委員会が連携

(4) 教育委員会や関係機関との連携

学校においていじめを把握した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決へ向けて連携を図って対応していく。

① 教育委員会との連携について

○ 「即時に解消したいじめ」「軽微ないじめ」等のいじめの状況についても、毎月提出する「児童生徒の問題行動等の調査」（以下「月例報告」という。）に含めて報告。

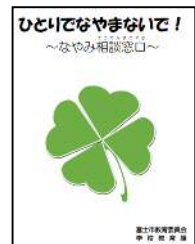
○ 以下のような事案については、月例報告を待たずにすぐに教育委員会に報告。

ア 重大事態（P5 **教育委員会への報告** ア～エ）

イ 暴力を伴うなど被害が大きいいじめ

ウ 被害児童生徒にとって深刻ないじめ

※ すでに教育委員会に報告してある事案についても、全て月例報告に含めて報告する。



3 いじめの未然防止

いじめ問題については、いじめが起こらない学校・学級づくりに取り組む、という未然防止の考え方が最も重要である。そのため、生徒の居場所をつくとともに、学校教育活動全体を通じて、児童生徒がいじめに向かわない態度や能力を育む。

(1) 未然防止に向けた取組

① 自尊感情を高める学習活動や学級活動

- 児童生徒が問いをもち、教材や題材、仲間や教師、地域の方々や先哲の教え等と対話しながら、学ぶ楽しさを実感することのできる授業づくりに努める。
- 学級として取り組むことや自分の取り組むことの内容を決める際、また実際の活動場面やその振り返りを行う際に、互いに良さを認め合う活動を行う。
- 意図的・計画的に、男女を交えて協力する場面や、目標をもって達成感を味わえるような場面を設定していく。

② 児童生徒が自己有用感を感じられる、主体的に取り組む活動

次のような取組を年間計画の中に位置付ける。

- 児童生徒自らが、主体的に考え議論し、自分たちの本音を伝えられるような取組（児童会・生徒会が主体となった取組）
- 児童会・生徒会が中心となって、「スマホ・携帯電話・ゲーム機等の利用ルールづくり」をする取組
- 異年齢交流などにおいて、上級生が下級生のことを思いやり、下級生が上級生を尊敬しながら、活動を楽しめるような取組

③ 児童生徒の居場所づくり

- 年度初めのスタートを円滑にするため、前年度末に行われる小中連絡会や学年部会等での情報交換を、担当者だけでなく、所属する学年の全教職員で共通理解が図れるようにする。（必要な場合は、学校内の全ての教職員）
- 年度初めの学級開きにおいては、学級担任が「このクラスでは、相手が嫌だな、と感じる言動は絶対に許さない。」という思いを伝え、また、クラスのルールを、児童生徒が納得した上でつくっていくように努める。
- 授業はもちろん、学校生活の中で間違ったり、失敗したりしても笑わない雰囲気づくりを行っていく。
- 「Q-U」を活用し、現状の学級集団の状態を適切に把握し、計画的な指導と援助を積極的に行っていく。
- 「人間関係づくりプログラム」を活用し、人間関係づくりやストレス対処のスキルを習得させ、温かい人間関係を育てていく。
- 道徳教育では、思いやり、生命尊重等の価値に気付く指導を通して、いじめを許さない心を育てていく。
- 人権教育を通して、生命尊重の精神や人権感覚を育み、いじめは「相手の人権を踏みしめる行為であり、決して許されるものではない」ということを理解させる。

- 特に配慮が必要な児童生徒には、日常的に特性を踏まえ、集団指導を進める中での「個別支援」を、保護者と連携して行っていく。その際、周囲の児童生徒に対する必要な指導を行っていく。
- ユニバーサルデザインの視点を取り入れた、生活づくり・授業づくりに取り組む。
- 学校評価では、「学校が楽しい」「みんなで何かをするのは楽しい」「授業に主体的に取り組んでいる」「授業がよくわかる」等の質問項目を盛り込み、児童生徒の意識調査の結果から、学級や学校の課題を明らかにし、いじめの防止等のための取組の改善を図る。

④ 児童生徒を見守る教職員

- 温かい学級経営や教育活動を、学年・学校で実現していくためには、教職員の共通理解が不可欠。学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる教職員集団づくりに努める。
- 生徒指導においては、年度初めの職員会議等でいじめの理解や指導上の留意点等を確認し、SSWやSCを招いた校内研修を年間計画に位置付けるなどして、教職員間の共通理解を図り、いじめを見つける目を養ってく。

(2) 保護者や地域への働きかけ

- PTA理事会やPTA総会、学校評議員会（学校運営協議会）、懇談会等において、学校におけるいじめの実態や指導方針等の情報を提供し、情報交換、協議できる場を設ける。
- いじめに関するテーマの子育て講演会の開催やホームページ、学校・学年便り等でいじめ防止についての広報活動を積極的に行う。
- 教職員だけでなく、家庭や地域の人々などにも協力を求め、児童生徒が「多くの人から認められている」、という思いを得られるような取組を行っていく。

4 早期発見

早期発見には、「いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで起こり、潜在化されやすいこと」を認識し、教職員が児童生徒のわずかな変化（ちょっとした違和感）に気付くことが重要という認識のもと、児童生徒の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかく気付いたのに見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。そこで、以下のような体制を整えていく。

(1) 「いじめは見えにくい」の視点に立って早期発見に努める。

○いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている

- ・無視やメールなど、客観的には状況を把握しにくい形態で行われている。
- ・遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態などがある。

○いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている子どもには、①親に心配をかけたくない、②いじめられている自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働く。

○ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は、学校ではほとんど把握できない。そこで、家庭で「メール等の着信があっても出ようとしない」「最近スマホや携帯電話を操作する時間が急激に減った」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく。

以上のことを認識し、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知していく。

(2) 早期発見のための手立て

今まで当たり前のように、あるいは何気なく行ってきたことを、いじめの早期発見のための手立てとして、意識的に行い、積極的に活用していく。

① 日々の観察

- 登校後の朝の時間や休み時間、昼休み等、子どもたちと同じ空間にいる時間を増やすことを心がけていく。
- 「いじめ発見のチェックポイント」を活用していく。

② 個人ノートや生活ノート、班ノート

- 個人ノートや生活ノート、班ノートでのコメントのやりとりを通して、担任と児童生徒の信頼関係をつくっていく。
- 気になる内容に関しては、教職員間で情報を共有し、その日のうちに教育相談や家庭訪問等を実施するなど迅速な対応を心がける。

③教育相談

- 児童生徒を対象にした教育相談を年2回以上実施する。
- 教育相談を行う際、相談カードに「担任の先生以外に相談したい先生」などの記入欄を設け、担任以外の先生との教育相談を設定していく。

④アンケート

- いじめに関するアンケート（保護者対象・児童生徒対象）を計画的に年3回以上実施し、現状把握に努める。
- いじめやいじめの疑いがある場合等は、臨時のアンケートを行う。
- 行事等の前に、学級の課題や雰囲気を知るアンケートを無記名式で実施し、児童生徒の本音を聞いてみることを行う。また、結果を児童生徒に伝える場合は、単に結果のみを伝えるのではなく、先生の思いや心配していることをしっかりと伝えていく。
どんな機会に、どんな形で伝えることが、児童生徒にとってよいのかは慎重に判断して行っていく。

(3) 相談しやすい環境づくり

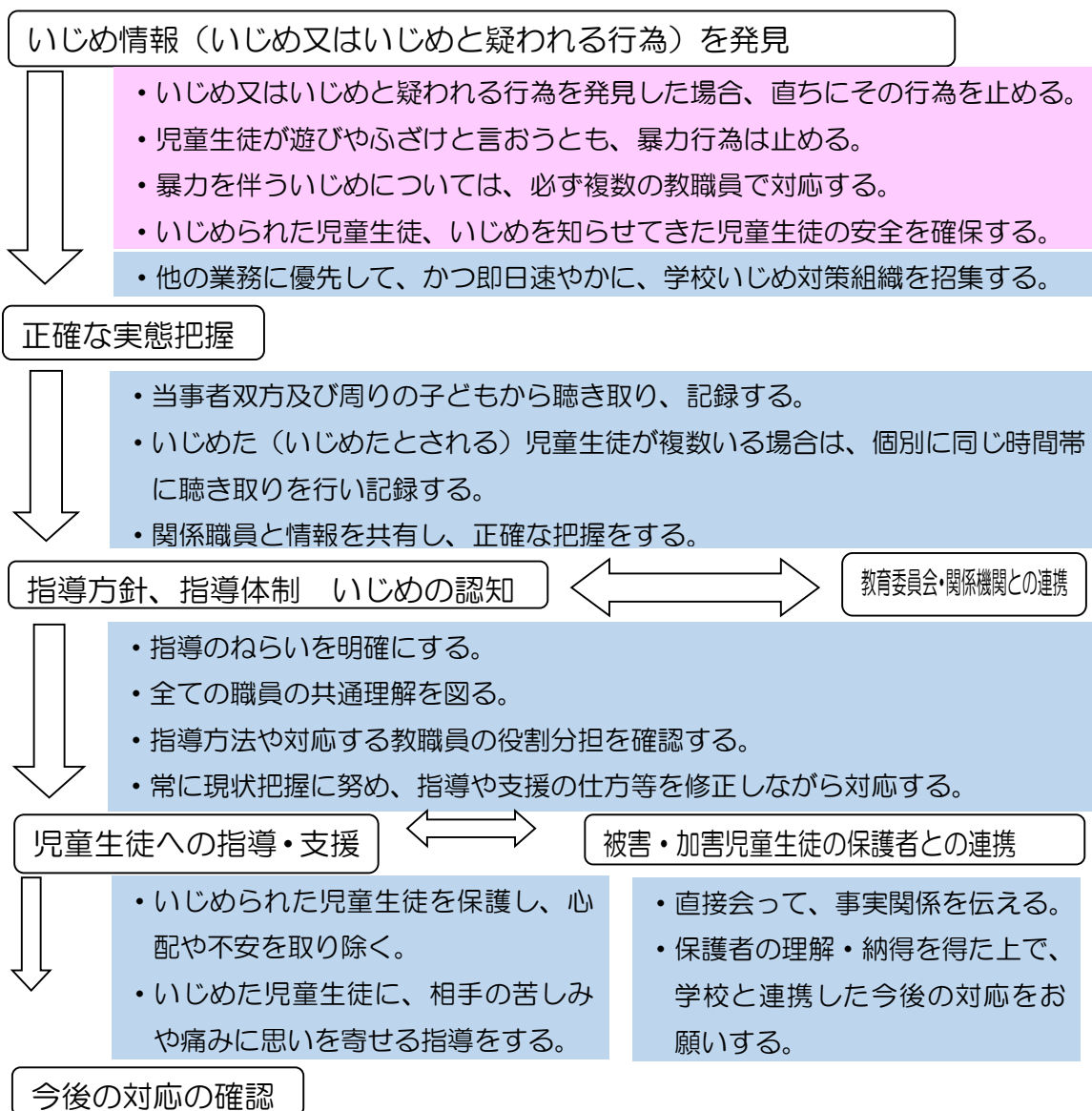
- 日常生活の中で教職員が声かけを行うなど、児童生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくっていく。
- 忙しさのあまり、そっけない態度で対応してしまった、「後で話を聞くね。」と言って対応せずに終わってしまった等は絶対にないようにする。
- 学校だよりや各月の行事予定表に SC の訪問日を記載するなど、SC の存在を児童生徒や保護者に積極的に周知する。
- 学年の廊下やフリースペースにいじめについて相談できる窓口等を掲載したリーフレット（「ひとりでなやまないで～なやみ相談窓口～」）を置くなど、児童生徒が気軽に相談窓口を知ることができるようにする。

5 早期対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ

いじめと疑われる行為であっても、はっきりといじめではないと判断されるまで、いじめがあった場合と同様の対応を行う。学校いじめ対策組織で決められた手順に沿って、迅速かつ丁寧な対応を行っていく。

○ いじめ対応（当日）の基本的な流れ



(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

① いじめられている児童生徒・いじめの情報を伝えた児童生徒の安全確保

- いじめられていると相談に来た児童生徒や、いじめの情報を伝えに来た児童生徒から話を聴く場合は、他の児童生徒たちの目に触れないよう、時間、場所等を配慮し、慎重に行う。また、事実確認は、いじめられている児童生徒といじめている児童生徒を別の場所で行うことが必要。
- 状況に応じて、いじめられている児童生徒やいじめ情報を伝えた児童生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

②事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認については、いじめの行為をするに至った経過や心情等をいじめている児童生徒から聴き取るとともに周囲の児童生徒など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は複数の教職員であたり、事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報（5W1H）

- ◇誰が誰をいじめているのか？〈加害者と被害者の確認〉
- ◇いつ、どこで起こったのか？〈時間と場所の確認〉
- ◇どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？〈内容〉
- ◇いじめをしてしまった動機は何か？〈要因〉
- ◇いじめのきっかけは何か？〈背景〉
- ◇いつ頃から、どのくらい続いているのか？〈期間〉

(3) いじめが起きた場合の対応

① いじめられた児童生徒と保護者への支援

〈児童生徒への支援〉

- ア 本人の気持ちを受入れ、共感することで心の安定を図る。
- イ 「最後まであなたを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ウ 事実確認をするとともに、安心して翌日からの学校生活が送れるよう、今不安に思っていること（いじめた児童生徒との距離感等）を十分に聴き、安全の確保を約束する。
- エ 「あなたが悪いわけではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう配慮する。
- オ その日のうちに保護者に連絡することを伝え、状況によっては、保護者に直接引き渡すような対応をする。
※心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症が考えられる場合、心のケアを丁寧に行う。

〈保護者への支援〉

- ア その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝える。
- イ 「最後までお子さんを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ウ 学校の方針を伝え、今後の対応について説明し、理解を得るようにする。
その際、5日間程度の支援策（誰が、誰に、いつまでに、何をするか）を具体的に提示する。
- エ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- オ 学校は、今後も継続して家庭と連絡を取り合い、解消へ向けて取り組んでいくこと、家庭では、子どもの変化に注意してもらい、どんな小さなことでも学校に相談するよう伝える。
- カ 聴き取り調査やアンケート等で新たに分かった情報を適切に保護者に伝える。

② いじめた児童生徒への指導・支援とその保護者への対応

＜児童生徒への指導・支援＞

- ア 事実関係を確認するための聴き取りを行います。複数の児童生徒が関係している場合には、個別に同じ時間に聴き取りを行う。
- イ 頭ごなしに叱ることは避け、不満や不安がある場合にはしっかり聴く中で、いじめられた側の気持ちを理解させるとに、「いじめは人として決して許されない行為」であることをじっくりと理解させる。
- ウ 児童生徒が抱える問題など、いじめに至る心理的な背景にも目を向けながら、粘り強い指導を行う中で、自らの行為の責任について自覚させる。
- エ その日のうちに保護者にも連絡することを伝えるとともに、状況によって、保護者に直接引き渡すような対応をする。
- オ 指導後も、引き続き状況の確認を行い、必要な支援を行う。場合によっては、ケース会議を開催し、支援方法等を検討していく。

＜保護者への対応＞

- ア その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝える。
- イ 事実に対する理解を得た上で、今後の対応について説明する。
(いじめた児童生徒への謝罪、解消に向けての具体的な取組等)
- ウ 事態の改善、解消に向けて、学校と連携して今後の対応を適切に行えるよう、協力を求める。
- エ その後の学校での状況等を随時保護者に報告する。また、保護者への助言を継続的に行う。

② 周りの子どもたちに対して

- ア 複数の教職員の体制の中で、担任等の思いを伝える場を設ける。
- イ いじめを見て見ぬふりをすることや傍観していることも、いじめを肯定していることになることを理解させる。また、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつことの大切さを伝える。
- ウ いじめをはやしたてるなど同調している人は、いじめに加担している行為であることを理解させる。
- エ 「いじめられている側にも問題がある」という考え方は間違いであることを理解させ、いじめられている児童生徒の気持ちや立場を考えさせる。
- オ いじめを自分の問題として捉えさせる。

6 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

ネット上のいじめへの対応についても未然防止、早期発見・早期対応への取組を保護者、関係機関と連携して行っていく。

(1) ネット上のいじめとは

スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の児童生徒の悪口や誹謗中傷等を Web サイトの掲示板などに書き込む、メールを送る、SNS等（無料通話アプリ等）に書き込む、動画共有サイトに投稿するなどの方法により、いじめを行うもの。

※SNS・・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。

トラブルの事例

クラスの仲良し数人でやっているグループトークで、Aさんは、「〇〇ちゃんの話ってさー、いつも面白くない?」と書き込もうとしたところ、書き込みの最後に「?」をつけ忘れて送信し、スマホを置いてお風呂に入ってしまった。

お風呂上りにスマホを見ると、「ひどい!」などの書き込みがあった。誤解を解こうとしても反応がなかった。Aさん以外のメンバーは、別グループを作り、Aさんをグループから外した。

⇒無料通話アプリのグループトークで生じるいじめには、次のようなものがあげられる。

- ・ 特定の子に対し、その子の発言だけを無視する。
- ・ その子にとって不快な写真や動画をグループで共有する。
- ・ その子以外とグループを作り悪口を言う。 ・ その子を突然グループから外す。

グループトークで生じるいじめは、メンバーでなければ会話の内容を読むことができないため、発見が遅れがちになる。そのため、保護者が日々の様子や会話から子どもの変化に気付くこと、これが早期発見・早期対応につながる。

(2) 未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界がある。保護者と緊密に連携・協力し、学校と家庭で指導していく。

①学校での情報モラル指導

- 学級活動、道徳科、総合的な学習の時間、各教科等の年間計画に、情報モラル教育を位置づけ、その充実を図る。
- スマートフォン・携帯電話等のインターネット接続機器の利便性と危険性、トラブル事例やその処理方法を知る講座などを開催する。
- 児童会や生徒会が主体となって、スマートフォン・携帯電話・ゲーム機等のルールづくりをするための取組を行っていく。

※年度末に、一年の取組を報告書として、学校教育課に提出する。

②保護者会等を通して伝えていきたいこと

＜未然防止の視点から＞

- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えること。
- 子どもが利用するスマートフォンや携帯電話等にはフィルタリングを上手に活用すること。

※フィルタリングに関する法律が平成29年6月に改正され、店側の義務が設けられました。

＜新規契約または機種変更等する場合＞

店側の義務として

- ①契約締結者、携帯電話端末の利用者が18歳未満か確認する。
- ②青少年有害情報を閲覧する恐れ、フィルタリングの必要性・内容を保護者または青少年に説明する。
- ③携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングを使えるようにする。

＜既にスマートフォンを利用している場合＞

携帯電話会社が提供するフィルタリング名称が「あんしんフィルター」とされ、わかりやすく、簡単に活用できるものになった。

- インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報が出るといった、スマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているということ。
- 子どもの発達段階や日常生活に見合ったスマートフォン・携帯電話やパソコン等使い方を家庭で考えてもらいたいこと。そのために、子どもが納得できるルールを決め、ルールが守れなかったときのための対応も話し合うこと。

＜早期発見の観点から＞

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付いたら、躊躇なく問いかけ、場合によっては、学校へ相談すること。

(3) 早期発見・早期対応

ネット上のいじめを発見した場合、①誹謗・中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されない行為であること、②匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること、③書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること、をいじめた児童生徒及び保護者にしっかりと伝える。

① 事実を把握する

- ア 被害にあった児童生徒や関係している児童生徒から詳細を聴き取り、事実を確認する。
- イ 児童生徒が心当たりのない画像や動画が勝手にWeb上に掲載されているなどの情報が入った場合は、情報教育指導員等の協力を得て、掲載情報を確認する。。
- ウ 書き込まれた情報を確認した場合は、スクリーンショット等で画像を保存・印刷する。動画等の場合は、デジタルカメラで撮影をする。
- エ 被害にあった児童生徒と書き込み等を行った児童生徒の保護者に直接書き込

みの内容、画像等を見てもらい、事実を確認する。

② 書き込み削除を迅速に行う

ア 書き込み等を行った児童生徒が書き込み内容を削除したことを保護者に確認してもらおう。

イ 当事者による削除ができない場合は、サイトの管理者に削除依頼をする。

ウ ア・イの方法でも削除されない場合、警察又は法務局等に相談する。

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要因が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

「いじめの防止等のための基本的な方針」平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定（最終改定 平成 29 年 3 月 14 日）